## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年12月11日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年12月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	原子力事業者防災業務計画に基づく復旧計画書に係る実施状況報告(健全性評価報告書)の健全性評価に使用した設備図書(配管一覧表)において、記載に誤記があり、報告書に反映されていたことが認められたため、当該原因調査。	GⅢ	
2		構内配備消防車の消防ホースノズルにおいて、紛失が認められたため、当該原因調査・対 策検討。なお、応急処置として、予備のノズルを取付。	GⅢ	